

中国地域における
建設産業を

支援する公的制度

平成27年度

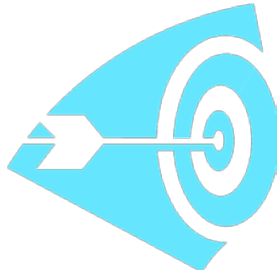


中国地方建設産業再生協議会

平成27年度中国地域における 建設産業を支援する公的制度

本一覧は、経営革新や新分野進出に役立つ公的支援制度を紹介し、中小・中堅建設業の経営者の方々に、ニーズに応じて各制度を効果的に把握し活用していただくことを目的としています。掲載されている各制度は、国や地方公共団体、公的団体が公開する資料やホームページ、さらに中国地方再生協議会メンバーなどからの情報をもとに選定いたしました。

目的



ページ



相談や情報収集をしたい



--->

1 経営情報・アドバイス

オンライン情報提供 1
相談・指導・派遣 1

どんな融資や税制があるのか
知りたい



--->

2 融資・税制等

融資・保証等 4
税制 7

技術支援を受けたい



--->

3 新技術・研究開発

助成 8
情報提供・交流 9

従業員育成や確保のための
支援を受けたい



--->

4 雇用・人材育成

人材確保 10
人材育成 12

ネットワークやITを利用して
経営資源の強化を図りたい



--->

5 経営基盤の強化

連携・共同化・債務保証等 .. 15
販路拡大・交流会 16

新しい分野への進出のために
どんな支援があるか知りたい



--->

6 新事業・新分野進出

新事業(全般) 17
農林水産 19
環境・リサイクル 21

連絡先・問い合わせ先 22

◎公的支援制度は毎年、制度、内容が変更されるものがあり、年度内でも補正予算によって追加されるものもあります。
本一覧情報は、正確かつ最新であるよう最善をつくしておりますが、その情報の正確性を保証しているものではありません。
最新の情報については、各支援制度の連絡先にお問い合わせいただくか、各団体のホームページをご参照下さい。

中国地方建設産業再生協議会

1

経営情報・アドバイス

■オンライン情報提供

制度名	制度の概要	問い合わせ先
e-中小企業庁&ネットワーク ”e-中小企業ネットマガジン”	中小企業経営者や創業予定者に対して、中小企業支援施策に関する豊富な情報、経営に役立つメールマガジンを毎週水曜日に無料で配信	中小企業庁 TEL:03-3501-1511(代) http://www.chusho.meti.go.jp/
ヨイケンセツドッドコム	建設業振興基金が運営する建設業の支援事業・情報に関するポータルサイト	(一財)建設業振興基金 TEL:03-5473-4572 http://www.yoi-kensetsu.com/
J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト	中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等向けに「起業」「事業拡大」「経営改善」「支援情報」「資金調達」「技術開発」の情報を入手できるポータルサイト	(独)中小企業基盤整備機構 販路支援部 TEL:03-5470-1519 J-Net21 http://j-net21.smrj.go.jp/ 中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/ からもアクセス可能

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
各種助成金	雇用関係の各種助成金の情報を広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載する。 「わーくわくネットひろしま」(URL) http://www.work2.pref.hiroshima.jp	広島県商工労働局雇用労働政策課 TEL:082-513-3424 Mail:syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

■相談・指導・派遣

制度名	制度の概要	問い合わせ先
地域建設産業活性化支援事業	中小・中堅建設企業の経営上の課題、技術的な課題について、各分野の専門家から構成される「活性化支援アドバイザー」によるアドバイスを実施(初回無料)。特に担い手確保・育成や生産性向上に関してはアドバイザーによる支援チームの組成、計画策定まで継続支援。又計画実行の経費の一部を支援するステップアップ支援あり。 (注)支援を実施した建設企業の中から選定 ポータルサイト http://www.yoi-kensetsu.com/kassei/	(一財)建設業振興基金 TEL:03-5473-4572 中国地方整備局 計画・建設産業課 TEL:082-221-9231
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	①既存の支援機関では十分に解決できない地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応するよう支援拠点を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。 ②ミラサポ(支援ポータルサイト)により、時間・場所にとらわれずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができる機能を提供します。 ③中小企業からの高度・専門的な支援課題に対し、専門家を派遣して課題解決を支援します。 ●支援内容 ・中小企業への専門家派遣 等 ミラサポ: https://www.mirasapo.jp/	中国経済産業局産業部中小企業課 TEL:082-224-5661

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業再生支援協議会	都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会において、常駐の専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行う。	鳥取県 (公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6701 島根県 松江商工会議所 TEL:0852-23-0701 岡山県 (公財)岡山県産業振興財団 TEL:086-286-9682 広島県 広島商工会議所 TEL:082-511-5780 山口県 (公財)やまぐち産業振興財団 TEL:083-922-9931
専門家による経営相談事業	中小企業支援に豊富な経験を有するアドバイザーが常駐し、皆様の経営・技術に関する相談応答や情報提供を行います。	(独)中小企業基盤整備機構中国本部 経営支援部経営支援課 TEL:082-502-6555
経営安定特別相談事業	連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方が、全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」で専門家による経営立て直しのための相談を無料で受けることができる。	日本商工会議所 TEL:03-3283-7823 全国商工会連合会 TEL:03-6268-0088
事業引継ぎ支援事業	後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して、創業希望者など事業の引受けを希望する者とのマッチングを専門家(経験のある税理士、金融機関OB等)が情報提供、法務・税務面での専門知識の提供により支援します。	鳥取県 (公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6702 島根県 松江商工会議所 TEL:0852-32-0506 岡山県 (公財)岡山県産業振興財団 TEL:086-286-9708 広島県 広島商工会議所 TEL:082-555-9993 山口県 (公財)やまぐち産業振興財団 TEL:083-922-3700

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先												
建設業新分野進出アドバイザー設置事業	県内3ヶ所にアドバイザーを配置し、建設事業者及び建設関連事業者からの新分野進出に関する問合せ・相談に対応するとともに、意識改革への啓発活動のため企業訪問を実施する。	鳥取県商工労働部経済産業総室 産業振興室 TEL:0800-200-9688 アドバイザー直通 中部・西部総合事務所地域振興局												
企業の農業参入相談窓口	各総合事務所に、企業の農業参入相談に総合的に対応するための相談窓口を設置	鳥取県農林水産部経営支援課 担い手育成担当 TEL:0857-26-7269 各地方事務所												
企業等農業参入セミナー	企業が農業参入を検討するために必要な情報提供(各種制度、支援施策等)、参入企業の現地視察等を実施	鳥取県農林水産部経営支援課 担い手育成担当 TEL:0857-26-7269												
中小企業労働相談所設置事業	<p>県内3か所に設置した鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談等を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みなくる鳥取</td> <td>鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館2階)</td> <td>0857-25-3000</td> </tr> <tr> <td>みなくる倉吉</td> <td>倉吉市東昭和町286-2 (中国労金倉吉支店2階)</td> <td>0858-23-6131</td> </tr> <tr> <td>みなくる米子</td> <td>米子市東町189-2 (西部労働者福祉会館2階)</td> <td>0859-31-8785</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開所日) 月～金曜日(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く) * みなくる鳥取及び米子は、交互に毎月第1土曜日(ただし5月は第2土曜日)も開所 (相談時間) 9時30分～18時</p>	名称	所在地	連絡先	みなくる鳥取	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館2階)	0857-25-3000	みなくる倉吉	倉吉市東昭和町286-2 (中国労金倉吉支店2階)	0858-23-6131	みなくる米子	米子市東町189-2 (西部労働者福祉会館2階)	0859-31-8785	鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室 TEL:0857-26-7224
名称	所在地	連絡先												
みなくる鳥取	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館2階)	0857-25-3000												
みなくる倉吉	倉吉市東昭和町286-2 (中国労金倉吉支店2階)	0858-23-6131												
みなくる米子	米子市東町189-2 (西部労働者福祉会館2階)	0859-31-8785												
労務管理改善助言事業	県内3地区に各1～2名配置した労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理に向けた助言、各種助成制度の紹介、職場環境の改善に向けた啓発等を行う。													

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
経営力強化アドバイザー派遣事業	経営内容が悪化している中小企業で、財務管理、生産管理、マーケティングなど経営の改善に関する専門的アドバイスを必要としている企業及び新分野進出、事業承継等を検討している建設業者を対象に、専門家を派遣します。	島根県商工労働部中小企業課 TEL:0852-22-6554 県内各商工会議所、商工会

●岡山県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
就農相談窓口 (就農・就業相談窓口整備事業)	離職者等に対し、就農の相談窓口の設置を行う。	(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団 TEL:086-226-7423 岡山県農業会議 TEL:086-234-1093
農業体験研修・農業実務研修 (就農促進トータルサポート事業)	就農希望者に対し、先進農家等での農業体験研修及び研修費を支給する2年以内の実務研修を行う。	
相談窓口の設置	県民局建設部に相談窓口を設置し、公共事業の執行についての相談に応じるとともに、経営支援や新分野への進出、研修などについては、産業労働部や関連団体など、適切な相談支援窓口を紹介する。	各県民局建設部相談窓口 岡山県土木部監理課 TEL:086-226-7463

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先									
労働相談事業 (広島県労働相談コーナーの運営)	<table border="1"> <tr> <td>名称・所在地</td> <td>広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)</td> <td>広島県労働相談コーナー ふくやま 福山庁舎第2庁舎1階 (福山市三吉町一丁目1-1)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-207</td> <td>月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-237</td> </tr> <tr> <td>特別労働相談 (弁護士相談) (注2)</td> <td>奇数月第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-207</td> <td>偶数月第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-237</td> </tr> </table>	名称・所在地	広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナー ふくやま 福山庁舎第2庁舎1階 (福山市三吉町一丁目1-1)	内容	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-207	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-237	特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	奇数月第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-207	偶数月第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-237	広島県商工労働局雇用労働政策課 TEL:082-513-3411 Mail:syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp
	名称・所在地	広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナー ふくやま 福山庁舎第2庁舎1階 (福山市三吉町一丁目1-1)								
	内容	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-207	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL:0120-570-237								
	特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	奇数月第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-207	偶数月第3水曜日 13時～15時 TEL:0120-570-237								
(注1)休祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休み。 (注2)一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付ける。											
広島県中小企業・ベンチャー 総合支援センター事業	事業化・市場化などの企業の成長段階に応じた支援施策を展開し、産業活力の源泉であるベンチャー企業等の育成を推進する。 ・専門家派遣 ・広島市域の一次相談窓口 (広島西部地域の基礎的相談窓口業務は、広島市中小企業支援センターへ移管)	広島県中小企業・ベンチャー 総合支援センター TEL:082-240-7701 Mail:soudan@hiwave.or.jp									
地域中小企業支援センター事業	経営革新等を支援する身近な拠点である地域中小企業支援センターにおいて、各種専門知識を有するマネージャーによる窓口相談やアドバイザー派遣、新事業活動促進のためのセミナー開催等を行う。	呉地域中小企業支援センター TEL:0823-21-0151 尾道地域中小企業支援センター TEL:0848-22-2165 福山地域中小企業支援センター TEL:084-921-8734 三次地域中小企業支援センター TEL:0824-62-3125 東広島地域中小企業支援センター TEL:082-420-0303									
新事業分野開拓事業者認定制度	中小企業の販路開拓を支援するため、「新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者」の認定を行い、中小企業者が生産する新商品の調達機会を拡大する。 ・認定を受けた事業者が生産する新商品一県の機関が買い入れる際、競争の方法によらず随意契約を行う。	広島県商工労働局 イノベーション推進チーム TEL:082-513-3355～57 Mail:syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp									

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
総合相談体制整備事業	事業を始めようとする人や事業の見直しを図ろうとする中小企業等の様々な相談・助言等を行う。	山口県中小企業支援センター ((公財)やまぐち産業振興財団) TEL:083-922-3700
専門家派遣事業	経営革新等を行い経営の向上を図る中小企業者等又は創業予定者が抱える様々な問題に対して、専門家を派遣し適切な支援を行う。	
建設業新分野進出支援コーナー	土木建築事務所及び監理課に支援コーナーを設置し、相談内容に応じて情報提供、関係機関の紹介を行う。	山口県土木建築部監理課 TEL:083-933-3629 各土木建築事務所

2 融資・税制等

■ 融資・保証等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<p>中小企業新事業活動促進法に基づく「創業」支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象 創業しようとしている方及び創業5年未満の方 ● 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会による信用保証:無担保・無保証で、上限は1,500万円まで ・(独)中小企業基盤整備機構による債務保証制度 ・エンジェル税制 ・中小企業投資育成(株)の支援 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 経済産業省経済産業政策局 新規産業室 TEL:03-3501-1569 (独)中小企業基盤整備機構 TEL:03-5470-1575</p>
<p>産業競争力強化法に基づく「創業」支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象 産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者 ● 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税の軽減 株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(資本金の0.7%→0.35%) ・信用保証協会による信用保証 無担保・無保証で、上限は1,500万円まで 利用開始が事業開始6か月前(従来は創業2か月前)から利用の対象 ・創業・第二創業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ①創業・第二創業補助金 新たに起業チャレンジしたい女性・若者等創業希望者及び創業者、事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して支援(補助上限200万円(第二創業の場合は1,000万円)、補助率2/3) ②創業支援事業者補助金 産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画(市区町村が策定)に基づき行う創業者支援の取組に対して、支援(補助上限1,000万円、補助率2/3) 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業庁経営支援部 創業・新事業促進課 TEL:03-3501-1767</p>
<p>中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象 事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業者、組合等 ● 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・政府系金融機関による「設備資金」、「長期運転資金」に対する低利融資制度 ・信用保証の特例:限度枠の別枠化 ・高度化融資制度:融資条件の優遇措置 ・中小企業投資育成(株)の支援(別掲) ・特許料等の減免措置 ・販路開拓コーディネート事業:新商品等の紹介、取り次ぎ 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課 TEL:03-3501-1816 各県中小企業担当課(巻末参照)</p>

制度名	制度の概要	問い合わせ先
地域建設業経営強化融資制度	公共工事または公共性のある民間工事の請負代金債権を担保に低利で簡易・迅速に融資を受けられる。また、未完成部分の施工に要する資金についても、前払金の支払をうけている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなる。 ※本事業に係る助成金等を支出している建設業金融円滑化基金がすべて取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。	国土交通省総合政策局 建設市場整備課 TEL:03-5253-8111(代) 中国地方整備局計画・建設産業課 TEL:082-221-9231(代) (一財)建設業振興基金 金融支援部 TEL:03-5473-4575
下請債権保全支援事業	債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請次数に関係なく支払保証を受けられる制度で、ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成される。保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階だが、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から、保証を受けられる。	
経営者保証に依存しない資金調達 の支援 (経営者保証に関するガイドライン の利用のための専門家派遣事業)	「経営者保証に関するガイドライン」の内容に基づき、求められる中小企業等の経営状況がある一定水準に達するような努力がなされていることの確認検証が外部専門家によりされた場合、経営者保証不要で金融機関からの資金調達が可能になる場合がある。 ガイドラインの内容に精通した専門家によるガイドラインの内容説明やガイドラインの内容に即した経営状況であるかどうかの検証、ガイドラインの内容に即した経営状況を実現させるための体制構築に関するアドバイスを受ける事ができる。	(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 TEL:082-502-6555
中小企業技術基盤強化税制	中小企業者がその事業年度において損金の額に導入する試験研修費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除	国税庁、国税局(事務所)、または税務署の税務相談窓口 http://homepage3.nifty.com/shigehisa_cpa/Html/Zeimusyolist.html
中小企業再生ファンド (再生支援出資事業)	再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて資金供給や経営支援を行う。	鳥取県 (公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6701 島根県 松江商工会議所 TEL:0852-23-0701 岡山県 (公財)岡山県産業振興財団 TEL:086-286-9682 広島県 広島商工会議所 TEL:082-511-5780 山口県 (公財)やまぐち産業振興財団 TEL:083-922-9931

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
企業自立サポート融資	県内の中小企業者等が、新分野進出のための資金、経営改善のために必要な資金を融資する。	鳥取県商工労働部経済産業総室 経営支援室 TEL:0857-26-7453
環境産業支援金融融資事業	県内廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、県内におけるリサイクルに寄与する施設・設備の整備事業を県が認定し、有利な条件で金融機関からの融資を受けられる制度	鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL:0857-26-7564
企業参入支援資金	新たに農業経営を開始しようとする企業に対し、機械・施設の導入に必要な資金を融資、償還期間15年以内(うち据置期間7年以内)、融資率100%、貸付限度額2億円)	鳥取県農林水産部経営支援課 金融担当 TEL:0857-26-7260

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業融資制度	中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協力を得て行います。	島根県商工労働部中小企業課 TEL:0852-22-5883

●岡山県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
融資制度 (事業再生資金)	再生計画の策定・実行により事業の再生を図る中小企業者について低利・低保証料の融資制度で支援する。	岡山県産業労働部経営支援課 TEL:086-226-7361 岡山県信用保証協会 TEL:086-243-1122 中国銀行ほか 岡山県融資制度取扱金融機関

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先																		
中小企業新事業活動促進法に基づく承認・支援	中小企業者が新たな取り組みによる「経営革新計画」を作成し、知事による承認を受けた場合に、該当する支援策の利用が可能になる。 ・低利の融資、信用保険の特例 外 ※計画の承認を受けても、支援策の利用には、別途金融機関等各支援機関の審査が必要	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3371 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp																		
緊急対応融資 (緊急経営基盤強化資金)	経営環境の変化等によって経営の悪化を来している者で、中長期的(概ね3年後)には業況が回復する見込みがある中小企業者・組合等が利用できる融資制度 H27.4.1現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">融資 限度額</th> <th rowspan="2">資金 使途</th> <th rowspan="2">融資 期間</th> <th colspan="2">貸出利率(固定金利)</th> <th rowspan="2">保証 料率</th> </tr> <tr> <th>保証付</th> <th>保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,000 万円</td> <td>運転</td> <td>10年 (据置1年)</td> <td>1.2%</td> <td>1.5%</td> <td>0.40%~ 1.33%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営安定関連保証の適用を受ける場合、保証料率0.7%とする。 	融資 限度額	資金 使途	融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率	保証付	保証なし	4,000 万円	運転	10年 (据置1年)	1.2%	1.5%	0.40%~ 1.33%	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3321 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp				
融資 限度額	資金 使途				融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率												
		保証付	保証なし																	
4,000 万円	運転	10年 (据置1年)	1.2%	1.5%	0.40%~ 1.33%															
産業支援融資 (事業活動支援資金)	「経営革新計画の承認を受けて行う事業」や「事業転換・多角化によって新分野に進出するための事業」を行う者、「(公財)ひろしま産業振興機構が行う『中小企業技術・経営力評価制度』の評価書の発行を受けた者」などの中小企業者・組合等が利用できる融資制度 H27.4.1現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">融資 限度額</th> <th rowspan="2">資金 使途</th> <th rowspan="2">融資 期間</th> <th colspan="2">貸出利率(固定金利)</th> <th rowspan="2">保証 料率</th> </tr> <tr> <th>保証付</th> <th>保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2億円 (うち運転 資金6,000 万円)</td> <td>運転</td> <td>7年 (据置3年)</td> <td>1.4%</td> <td>1.7%</td> <td rowspan="2">0.40%~ 1.33%</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>10年 (据置3年)</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備資金の貸出利率について、H27年度新規融資分は通常の貸出利率から0.7%引き下げる(表中の利率は、引下げ後の利率)。 ・ 運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の融資期間及び貸出利率を適用する。 	融資 限度額	資金 使途	融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率	保証付	保証なし	2億円 (うち運転 資金6,000 万円)	運転	7年 (据置3年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%	設備	10年 (据置3年)	0.7%	1.0%	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3321 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp
融資 限度額	資金 使途				融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率												
		保証付	保証なし																	
2億円 (うち運転 資金6,000 万円)	運転	7年 (据置3年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%															
	設備	10年 (据置3年)	0.7%	1.0%																
労働支援融資 (雇用促進支援資金)	「新たに正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。),「新たに障害者又は65歳以上の高年齢者を常用雇用」,及び「障害者又は65歳以上の高年齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善」を行う中小企業者が利用できる融資制度 H27.4.1現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">融資 限度額</th> <th rowspan="2">資金 使途</th> <th rowspan="2">融資 期間</th> <th colspan="2">貸出利率(固定金利)</th> <th rowspan="2">保証 料率</th> </tr> <tr> <th>保証付</th> <th>保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7,000 万円</td> <td>運転</td> <td>7年 (据置1年)</td> <td>1.4%</td> <td>1.7%</td> <td rowspan="2">0.40%~ 1.33%</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>10年 (据置3年)</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備資金の貸出利率について、H27年度新規融資分は通常の貸出利率から0.7%引き下げる(表中の利率は、引下げ後の利率)。 ・ 運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の融資期間及び貸出利率を適用する。 	融資 限度額	資金 使途	融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率	保証付	保証なし	7,000 万円	運転	7年 (据置1年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%	設備	10年 (据置3年)	0.7%	1.0%	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3321 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp
融資 限度額	資金 使途				融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率												
		保証付	保証なし																	
7,000 万円	運転	7年 (据置1年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%															
	設備	10年 (据置3年)	0.7%	1.0%																
※ 上記の他に、小規模融資(小口資金、無担保資金)、経営安定融資(一般資金、流動資産担保資金)、緊急対応融資(借換資金、経営改善支援特別資金)、産業支援融資(創業支援資金)などの融資制度がある(それぞれに要件、限度額、融資期間等の規定あり)。																				

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業制度融資 (新事業展開等支援資金)	県中小企業支援センター等からビジネスプランについての推薦を受けて新たな取り組みを行うものや国が指定する不況業種に属するものであって、新たに経営の多角化を図る中小企業者等を融資対象としています。	山口県商工労働部経営金融課 TEL:083-933-3188 山口県信用保証協会 TEL:083-921-3090

■ 税制

制度名	制度の概要	問い合わせ先
エンジェル税制 (ベンチャー企業投資促進税制)	特定の中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家に対する課税の特例措置	中国経済産業局新事業支援室 TEL:082-224-5658
生産性向上設備投資促進税制	<p>先端設備や生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は5%（建物・構築物は3%）の税額控除が選択適用できるものです。</p> <p>●適用期間 平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に以下の設備を取得し、事業の用に供した場合適用となります。（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合は、取得価額の特別償却（50%、建物・構築物は25%）と税額控除（4%、ただし建物・構築物は2%）の選択適用となります。なお、税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。）</p> <p>【A】先端設備・「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記の要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。）</p> <p>①最新モデル ②生産性向上（1%） ③最低取得価格以上</p> <p>【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備・「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記の要件を全て満たすもの</p> <p>①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上） ②最低取得価格以上</p> <p>●適用対象者 青色申告者である個人事業者又は法人（中小企業に限られません）</p>	中国経済産業局 地域経済部地域経済課 TEL:082-224-5684 経済産業省経済産業政策局 産業再生課 TEL:03-3501-1560
中小企業投資促進税制	<p>中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。</p> <p>なお、生産性の向上に資する設備の投資について、①特別償却割合30%を即時償却に、②個人事業主、資本金3,000万円以下法人について税額控除割合を7%から10%に、③資本金3000万円超1億円以下法人に7%の税額控除を適用することとした上で、適用期間を3年間延長することとしています。</p> <p>●適用期間 中小企業者等が以下の設備を平成29年3月31日までに取得し、指定業種（※）の用に供した場合に適用となります。</p> <p>「機械装置」「器具備品、工具」「ソフトウェア」「貨物自動車」「内航船舶」 （※）指定業種 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業・その他の飲食店業（料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業は除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、通信業、損害保険代理業、サービス業（映画業、通信業以外の情報通信業、駐車場業、宿泊業、医療・福祉業、教育・学習支援業、自動車整備業、機械・家具等修理業、その他の事業サービス業、廃棄物処理業）</p> <p>●適用対象者 青色申告者である中小企業者等に限られます。</p>	中国経済産業局 地域経済部地域経済課 TEL:082-224-5684 中国経済産業局産業部中小企業課 TEL:082-224-5661 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

3 新技術・研究開発

■ 助成

制度名	制度の概要	問い合わせ先
戦略的基盤技術高度化支援事業	<p>重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術(デザイン、情報処理、精密加工、製造環境、接合・実装等12技術分野)の高度化に向けて、中小企業、ユーザー企業、研究機関等からなる共同研究体によって、川下産業のニーズを的確に反映した研究開発から販路開拓までの取組を行う際に補助金を受けることができます。</p> <p>なお、「特定研究開発等計画」を作成・認定を受ける必要がありますので、最寄りの経済産業局にお問い合わせください。</p> <p>●支援内容 補助金額 初年度4,500万円以下(1共同体あたり)、2年度目は初年度の2/3以下、3年度目は初年度の1/2以下 補助事業期間 2年度又は3年度 補助率 大学・公設試等は定額、それ以外の者は対象経費の2/3以内</p>	<p>中国経済産業局次世代産業課 TEL:082-224-5680</p>
ものづくり・商業・サービス革新事業	<p>革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援します。</p> <p>●対象者 【ものづくり】「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した試作品開発や生産プロセス革新を行う事業者。 【革新的サービス創出】生産性向上ガイドラインで示された方法で行う革新的サービス創出で3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する事業者。 【共同設備投資】複数の企業が共同で設備投資を行い試作開発等に取り組む事業者。</p> <p>●事業の種類(補助率等) 【ものづくり】補助上限額 1,000万円(補助率2/3) 設備投資が必須。設備投資以外に充てる補助限度額は500万円 【革新的サービス】(一般型) 補助上限額 1,000万円(補助率2/3)設備投資が必須 (コンパクト型) 補助上限額 700万円(補助率2/3)設備投資は不可(50万円未満は可) 【共同設備投資】補助上限額:共同体で5,000万円(500万円/1社) 共同設備投資について、一定条件を満たす共同体は、ベンチャー企業など創業間もない企業や小規模事業者の申請書類が簡素化されます。</p> <p>●申請の条件 いずれの種類も、どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関により確認されていることが必要です。</p>	<p>(制度概要について) 中国経済産業局次世代産業課 TEL:082-224-5680</p> <p>(申請等お問い合わせ先) 鳥取県地域事務局 TEL:0857-26-6671 島根県地域事務局 TEL:0852-21-4809 岡山県地域事務局 TEL:086-224-2245 広島県地域事務局 TEL:082-228-0926 山口県地域事務局 TEL:083-922-2606</p>

■情報提供・交流

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金	県内の中小企業者が新製品・新サービス・新技術の開発による事業化のために行う調査、研究開発等について助成する。 (調査支援型: 上限100万円、補助率2/3、研究開発支援型: 上限500万円、補助率2/3)	鳥取県商工労働部経済産業総室 産業振興室 TEL: 0857-26-7246
鳥取県版経営革新計画(スタート型、成長・拡大型)	新たな事業展開や販路開拓、経営改善などに積極的に取り組む県内中小企業を、企業の成長段階に応じて支援。(「スタート型: 合計上限500万円、24ヶ月以内」「成長・拡大型: 合計上限1000万円、36ヶ月以内」、補助率: 商品開発・販路開拓等1/2、設備投資2/3、正規雇用10/10)	鳥取県商工労働部経済産業総室 企業支援室 TEL: 0857-26-7243
鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業	県内の企業等及び県内の大学等が行うリサイクル技術や製品の開発・実用化を目的とした研究開発事業等に係る費用を補助 (製品開発型: 上限500万円、補助率2/3、事業強化型: 上限700万円、補助率2/3)	鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL: 0857-26-7564

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業	廃棄物の排出抑制、リサイクル等を推進するため、事業者が実施するリサイクル施設等の整備を助成する。 ・補助額: 1,000万円以上1億円以内/件 (リサイクル推進施設は、500万円以上5,000万円以内/件) ・補助率: 補助対象経費の1/3以内 *ただし、排出抑制・リサイクル施設の稼働に伴うCO2排出量の削減効果が高い施設は、そのCO2排出削減関連設備の整備に係る補助率を1/2以内とする。 補助要件 技術の優位性・先導性、県内への波及効果、県内における廃棄物の減量の減量化効果が高い施設設備であることなど。 ※補助事業は、外部有識者等で構成する審査会の審査を踏まえて決定	広島県環境県民局循環型社会課 TEL: 082-513-2951 Mail: kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp
広島県廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費補助金	廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルにつながり、かつ、即効性が高く、良好な波及効果が期待できる研究開発事業を支援する。 ・補助額 1,000万円以上2,000万円以内/件 ・補助率 補助対象経費の2/3以内 ・補助要件 (1) 排出抑制・減量化・リサイクルのいずれかに該当する研究であること。 (2) 研究開発終了後、直ちに事業化できる研究開発であることなど。 ※補助事業は、外部有識者等で構成する審査会の審査を踏まえて決定	広島県環境県民局循環型社会課 TEL: 082-513-2951 Mail: kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
やまぐち地域中小企業育成事業	中小企業の創業や経営の革新を支援する助成制度 ◇創業・新事業支援助成金 ・対象: 新商品開発及び新商品開発に付随する市場調査及び販路開拓【一般枠・成長支援枠】 ・補助率: 2/3以内 ・補助限度額: 200万円以内ただし事業可能性評価A評価を受けたビジネスプラン又は県知事に承認された経営革新計画に沿って行う事業については、500万円以内 ・助成期間: 2年以内 【販路開拓枠】 ・補助率: 1/2以内 ・補助限度額: 50万円以内 ・助成期間: 2年以内 ◇クラスター推進助成金 ・対象: 産学公連携の基盤づくりや新たに産業集積などを旨とし、将来新たなクラスター形成につながるような初期段階の研究・開発活動(県内に主たる事務所を有する中小企業者を核とした産学公連携によるコンソーシアム(共同研究体)及びこれらに準じる研究体によるもの) ・補助率: 2/3以内 ・補助限度額: 500万円以内 ・助成期間: 3年以内	(公財)やまぐち産業振興財団 総合経営支援部 山口市熊野町1-10 NPYビル10F TEL: 083-922-3700 (公財)やまぐち産業振興財団 技術振興部 山口市熊野町1-10 NPYビル10F TEL: 083-922-9927

4 雇用・人材育成

■人材確保

制度名	制度の概要	問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金	高年齢者、障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就職が特に困難な者又は大震災に係る被災者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成。	厚生労働省の各県労働局(巻末参照)及び最寄りの公共職業安定所
試行雇用奨励金	中高年齢者、若年者、障害者等、職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者を、試行雇用(トライアル雇用)として雇い入れた事業主に対する助成。	
高年齢者雇用安定助成金(労働移動支援メニュー)	定年退職予定者を職業紹介事業者の紹介で雇い入れた事業主に対する助成。	
地域雇用開発奨励金	過疎地域において、事業所設置または整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対する助成。	
雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向を行った事業主に対する助成。	
労働移動支援助成金(再就職支援給付金)	事業の縮小などに伴い、離職を余儀なくされる労働者に対して再就職援助のための措置を講じた事業主に対する助成。	
建設労働者確保育成助成金	若年労働者の確保、育成と技能継承を図り、建設労働者の雇用の改善、技能の向上に取り組む中小建設事業主、事業主団体に対する助成。	
障害者初回雇用奨励金	障害者雇用の経験のない中小企業(50人～300人規模)において、初めて身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する事業主に対する助成。	
地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業	<p>地域の学生を含む若者、女性(主婦等)、シニア等の多様な人材の中から中小企業・小規模事業者の即戦力人材を広く発掘してマッチングから定着までを一貫支援する地域人材コーディネート機関を設置し、中小企業・小規模事業者における人材確保を支援します。</p> <p>●中国地域の採択先(事業実施エリア) [鳥取県] (公財)ふるさと鳥取県定住機構 [島根県] 島根県中小企業団体中央会 [岡山県] 岡山県中小企業団体中央会 [広島県] (一社)中国地域ニュービジネス協議会 [山口県] (株)アソウ・ヒューマニーセンター</p> <p>●事業実施期間 平成27年度</p> <p>●実施される主な事業内容 ・職場実習・体験、中小企業訪問バスツアー、企業の魅力発信レポート取材・制作・発表 ・合同企業説明会、カウンセリング ・若手従業員定着セミナー</p>	

制度名	制度の概要	問い合わせ先
地域中小企業・小規模事業者UIJターン人材確保等支援事業	<p>少子高齢化や大都市への人口流出が進み、地域中小企業・小規模事業者の新たな事業や雇用を創出していく担い手となりうる優秀な人材の確保が求められる中、UIJターンを希望する都市部の若者と地域の企業とのマッチングから定着までを一貫支援する地域人材コーディネート機関を設置し、中小企業・小規模事業者の人材確保を支援します。</p> <p>●中国地域の採択先(事業実施エリア) [鳥取県](公財)ふるさと鳥取県定住機構 [島根県]島根県中小企業団体中央会 [岡山県]:岡山県中小企業団体中央会 [広島県及び山口県]:(一社)中国地域ニュービジネス協議会</p> <p>●事業実施期間 平成27年度</p> <p>●実施される主な事業内容 ・職場実習・体験、都市部の若者と地域企業の交流イベント ・合同企業説明会、カウンセリング ・若手従業員定着セミナー</p>	<p>【制度概要に関して】 中国経済産業局 産業人材政策課 TEL:0857-24-4740</p> <p>【鳥取県内の取り組みに関して】 (公財)ふるさと鳥取県定住機構 TEL:0852-21-4809</p> <p>【島根県内の取り組みに関して】 島根県中小企業団体中央会 TEL:0852-21-4809</p> <p>【岡山県内の取り組みに関して】 岡山県中小企業団体中央会 TEL:086-224-2245</p> <p>【広島県内、山口県内の取り組みに関して】 (一社)中国地域ニュービジネス協議会 TEL:082-221-2929</p>

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業に従事する人材の確保・育成(市町村交付金)	企業の農業参入に必要な人材確保・育成のための試行的な取り組み経費(具体的な事業内容、要件等は市町村が定める)	各市町村農業担当課
将来の建設産業担い手育成支援事業(高校生のインターンシップ)	県内建設関係企業の高校新卒者確保のため、企業によるインターンシップ受入れの支援や土木系OB職員による研修を実施する。	鳥取県県土整備部技術企画課 TEL:0857-26-7499
未来を支える建設技術者・技能者の確保・育成事業(建設業の魅力発信事業費補助)	特定企業や建設業団体等が行う建設業の魅力を発信し、人材確保に資する取組に対してその経費の一部を補助する。 (対象経費:広告宣伝費、印刷費、会場借り上げ代、講師謝金等) ○経費補助額 実施経費の1/2(但し、上限75万円)	鳥取県県土整備部技術企画課 TEL:0857-26-7499
将来の建設産業担い手育成支援事業(新規入職者トレーナー事業)	雇用のミスマッチを防止し定職率の向上を図るため、新規入職した建設技術者・技能労働者等について、その者の1ヶ月間の賃金相当額及び4ヶ月間のOJTに要する建設業者の人件費の一部を補助する。 ○経費補助額 新規入職者賃金相当上限約16万円/人 トレーナー経費 3万円/新規入職者/月(4か月以内)	鳥取県県土整備部県土総務課 TEL:0857-26-7454
建設業で働く女性の就労環境整備事業	女性労働者のための環境整備(トイレ、更衣室などのようなハード整備)経費に要した経費の一部を補助する。 ○経費助成額 実施経費の1/2(但し、上限は22.5万円)	鳥取県県土整備部県土総務課 TEL:0857-26-7454
若年者等への技能承継推進事業	職業開発協会と企業との共同体に対して若年者の期間雇用と職業訓練の実施を委託し、正規雇用につなげるとともに、技能承継を推進する。 ⇒共同体事務局経費、集合・実務研修経費、賃金について支援	鳥取県商工労働部雇用人材総室 TEL:0857-26-7222

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
即戦力人材等確保支援事業	企業の即戦力人材等の確保を支援するため、東京、大阪などに開設した無料職業紹介所において、県内企業から出された求人と、広島県内へのUIターン就職を希望する求職者とのマッチングを行う。	広島県商工労働局産業人材課 TEL:082-513-3422 Mail:syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

■人材育成

制度名	制度の概要	問い合わせ先
キャリアアップ助成金	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するためのキャリアアップ計画を作成し、当該計画に基づき、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成。	厚生労働省の各県労働局(巻末参照)及び最寄りの公共職業安定所
キャリア形成促進助成金	労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業能力開発に関する計画(事業内職業能力開発計画および年間職業能力開発計画)を作成し、当該計画に基づき、職業訓練などと段階的かつ体系的に実施する事業主に対して、その経費を訓練期間中に支払った賃金の一部を助成。	
労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援奨励金)	再就職援助計画等の対象となった労働者の雇い入れ等を行い、それらの労働者に対して職業訓練を実施する事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成。	

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
将来の建設産業担い手育成支援事業 (スキルアップ研修事業)	①工事現場を管理する建設技術者として必要な資格である一級・二級土木管理技士の資格取得に向けて、民間が開催する研修の参加経費を助成する。 ○経費助成額 30千円/人 ②県が行う集中研修(※)参加者の研修期間中の業務のフォローに要する建設業者の人件費相当額を助成する。 ○経費助成額 40千円/人 (※)県では、二級土木施工管理技術検定試験の実地試験対策のための研修を実施(無料)	鳥取県県土整備部技術企画課 TEL:0857-26-7499
鳥取県建設技術センター研修	建設業に従事する建設業関係職員及び行政職員を対象に各種研修講座を設け、技術力の向上を図る。	鳥取県建設技術センター TEL:0858-26-6051 鳥取県県土整備部技術企画課 TEL:0857-26-7410
鳥取県版経営革新計画(スタート型、成長・拡大型)	新たな事業展開や販路開拓、経営改善などに積極的に取り組む県内中小企業を、企業の成長段階に応じて支援。(「スタート型:合計上限500万円、24ヶ月以内」「成長・拡大型:合計上限1000万円、36ヶ月以内」、補助率:商品開発・販路開拓等1/2、設備投資2/3、正規雇用10/10)	鳥取県商工労働部経済産業総室 企業支援室 TEL:0857-26-7243
在職者訓練(公共職業訓練)	企業の従業員を対象に、仕事に必要な技能・知識・資格の習得のため訓練を実施する。 ・訓練コース:CAD科、パソコン基礎科等	産業人材育成センター倉吉校 TEL:0858-26-2247 産業人材育成センター米子校 TEL:0859-24-0372
技能振興推進事業費補助金 (技能後継者育成経費)	・対象者:技能検定職種に係る認定職業訓練を従業員に受講させる事業者 ・事業内容:従業員へ認定職業訓練を受講させるのに必要な経費の一部を補助する。 ・補助内容:入学金、事業主負担金(初年度分)が補助対象 ・補助率:補助対象経費の10/10以内(訓練生1人当たり3万円が上限)	
技能振興推進事業費補助金 (研修等経費)	・対象者:県内に事務局を置く、技能士会等の技能検定職種に係る非営利の事業主団体等 ・事業内容:技能の資質向上を目的とした研修会、会議の開催又は参加に要する経費の一部を補助する。 ・補助内容:講師に係る謝金及び旅費、会場設備に係る使用料及び賃借料、研修会、会議の開催又は参加に係る需用費が対象。 ・補助率:補助対象経費の1/2(1団体当たり50万円が上限※) ※研修経費以外にも技能振興のための展示会開催経費(補助率10/10)、技能競技大会参加経費等へも補助制度(補助率1/2)があり、それらを合わせて1団体当たり50万円が上限となります。また予算の都合で申請額満額が補助されるとは限りません。詳細は鳥取県技能士会連合会へお問い合わせ下さい。	鳥取県技能士会連合会 TEL:0857-22-3494 鳥取県商工労働部雇用人材総室 労働政策室 TEL:0857-26-7222
太陽光発電システムに係る 人材の育成	太陽光発電システムの施工・維持管理事業従事者、今後新規参入を検討する事業者等を対象に、施工及び維持管理に関する知識・技術向上のための応用・実践研修を開催する。	鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL:0857-26-7564

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
認定職業訓練助成事業費補助金	事業主等が、中小企業事業主に雇用されている従業員等に認定職業訓練(職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けたもの)を行う場合、運営費、施設及び設備費の一部を補助します。(補助率:補助対象経費の2/3以内)	島根県商工労働部雇用政策課 TEL:0852-22-5299

●岡山県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
技術力向上研修会、資格取得のための講習会	(公財)岡山県建設技術センターにおいて、建設業者の技術力向上のための研修や資格取得のための講習会(土木施工管理技術検定試験受験準備の講習会)などを行う。	(公財)岡山県建設技術センター TEL:086-284-4510 岡山県土木部技術管理課 TEL:086-226-7409
ニューフォレスター育成支援事業	林業労働者の確保の促進に関する法律に基づく合理化計画を作成し、県知事の認定を受けた林業事業者(認定事業者)が、18~55歳までの新規就業者を対象とした職場内研修を実施する場合、就業1年目の研修に対し、研修生1人当たり月額3万円の技術習得推進費を助成する。 また、県及び市町村管理の森林利用施設等において、森林組合等林業事業者が実施する森林作業の基本動作の習得や安全作業の能力向上を図るための技術習得の場を提供する。	岡山県農林水産部林政課普及指導班 TEL:086-226-7451
在職者訓練	在職技能労働者を対象に、職業に必要な専門的な知識及び技能・技術の習得を目的として、比較的短期間、県立高等技術専門校で職業訓練を行う。	岡山県産業労働部労働雇用政策課 TEL:086-226-7387 岡山県立南部高等技術専門校 TEL:086-424-3311 岡山県立北部高等技術専門校 TEL:0868-26-1125 岡山県立北部高等技術専門校美作校 TEL:0868-72-0453

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
在職者訓練	在職者個人のキャリア形成支援、中小企業の人材育成支援 ・実施主体: 県立高等技術専門校, 技術短期大学校 ・対象者: 在職者 ・受講料: 実費相当 ・内 容: (1)企業ニーズを基にしたオーダーメイド型訓練、在職者個人のキャリア形成。職業能力向上を支援する講座(12時間以上) 例: 第一種電気工事士学科準備講習等 (2)事業主からの要請による指導員派遣 (短時間: 12時間程度) 例: 溶接加工、機械加工等	広島県商工労働局職業能力開発課 TEL:082-513-3432 Mail:syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp
施設内訓練 ・普通課程訓練 ・短期課程訓練	本県基盤を支える中小企業への人材供給及び離転職者の再就職促進に必要な訓練を実施 ・実施主体: 県立高等技術専門校 ・対象者 (普通課程): 新規学卒者、若年求職者(概ね30歳以下) (短期課程): 離転職者(年齢制限なし) ・訓練期間: 2年~6箇月 ・内容: 建築、機械、溶接、設備メンテナンス、介護、OA事務等 ・受講料等 (普通課程): 選考料2, 200円、入校料5, 650円、授業料118, 800円(年額) (短期課程): 無料 ※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担	広島県商工労働局職業能力開発課 TEL:082-513-3432 Mail:syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
認定職業訓練	中小企業事業主団体が職業能力開発促進法に定める基準による県知事の認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助。 ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持、機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費	広島県商工労働局職業能力開発課 TEL:082-513-3431
イノベーション人材等育成事業	・補助対象者：新分野・新事業への展開や競争力強化に向け、新たな価値を生み出す知識・技術の習得に取り組む、県内に本社・本店を置く、中小・中堅企業。 ・補助率：2/3以内 ・限度額：400万円以内/年・人 ※ 研修区分により補助率、限度額が異なる。 ・補助対象経費 【国内研修】 入学料、受講料、旅費 等 【国外研修】 上記に加え、渡航料、保険料 等 ※ 研修期間によっては、派遣する社員、代替社員の人件費も対象	広島県商工労働局産業人材課 TEL:082-513-3420 Mail:syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
在職者訓練	職業に必要な技能や知識の習得を図るため、労働者の職業生活の全期間にわたって段階的かつ体系的に職業訓練を実施する。 ・実施主体：県立高等産業技術学校 ・対象者：在職者 ・訓練期間：6箇月以内（6時間以上） ・内容：木工技術、型枠技術、第一種電気工事士（技能）等 ・定員：10～60人/1コース（標準） ・受講料：実費負担	山口県商工労働部労働政策課 TEL:083-933-3234
施設内訓練 ・普通課程 ・短期課程	多様な技能・知識を有する技能労働者の養成及び離転職者等の求職者が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施する。 ・実施主体：県立高等産業技術学校 ・対象者（普通課程）：高等学校等新規卒業者、離転職者（18歳以上34歳以下） （短期課程）：離転職者、高等学校等新規卒業者（年齢制限なし） ・訓練期間（普通課程）：1年～2年 （短期課程）：6箇月～1年 ・内容：木造建築科、内装リフォーム科等 ・受講料等 （普通課程）：選考料 2,200円、入校料 5,650円、授業料 118,800円（年額） （短期課程）：無料 ※ ただし、テキスト代等の実費は別途本人負担	
認定職業訓練 （運営費等補助）	中小企業事業主又は中小企業事業主団体等が職業能力開発促進法に定める基準による県知事の認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助する。 ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持、機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費	

5 経営基盤の強化

■連携・共同化・債務保証等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
下請セーフティネット債務保証	公共工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等が行う転貸融資と建設業振興基金の債務保証を組み合わせることにより、低利で簡易・迅速に融資を受けられる。	国土交通省総合政策局 建設市場整備課 TEL:03-5253-8111(代) 中国地方整備局計画・建設産業課 TEL:082-221-9231(代) (一財)建設業振興基金 金融支援部 TEL:03-5473-4575

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
合併等に係る調整措置・受注機会の確保	<p>【入札参加資格の特例措置】 入札参加資格の格付時の総合数値を次のとおり加算します。 《申請時点の入札参加資格者名簿》 ・格付時の総合数値を最長2年間15%加算 《上記期間経過後の次の入札参加資格者名簿》 ・格付時の総合数値を最長2年間10%加算</p> <p>【受注機会の確保の特例措置】 一定の条件を満たす場合、当分の間、受注機会の確保のための特例措置を次のとおり行います。 《直近下位ランクにおける入札参加》 ・合併会社等の本店(主たる営業所)の所在地においては、直近下位ランクへの入札参加が可能 《みなし本店(主たる営業所)扱い》 ・県発注工事の受注実績のある営業所を、全て本店(主たる営業所)とみなして入札参加が可能</p>	広島県土木局建設産業課 TEL:082-513-3821 Mail: dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
合併等に係る加点措置・受注機会の確保	県入札参加資格に係る加点措置 直前4年間に合併した建設業者に対して総合評定値の10%を加点	山口県土木建築部監理課 TEL:083-933-3629

■販路拡大・交流会

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県販路経営革新計画(スタート型、成長・拡大型)	新たな事業展開や販路開拓、経営改善などに積極的に取り組む県内中小企業を、企業の成長段階に応じて支援。(「スタート型:合計上限500万円、24ヶ月以内」「成長・拡大型:合計上限1000万円、36ヶ月以内」、補助率:商品開発・販路開拓等1/2、設備投資2/3、正規雇用10/10)	鳥取県商工労働部経済産業総室 企業支援室 TEL:0857-26-7243
とっとり県内企業海外チャレンジ支援事業補助金	県内企業が行う海外見本市・商談会出展等の海外展開活動に対する経費を助成する。(上限100万円、補助率1/2)	(公財)鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター TEL:0859-30-3161
環境対策設備導入促進補助金	県内中小企業が環境対策に取り組む上で必要となる県内の施設における設備の設置又は改善に対して助成する。(上限各事業500万円、新エネルギー事業、革新的エネルギー事業、競争力強化事業 補助率1/2、省エネルギー事業 補助率1/3)	鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL:0857-26-7564

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
しまね・ハツ・建設ブランド市場開拓事業	「しまね・ハツ・建設ブランド」に「登録された技術保有者」、または「実証フィールド工事対象技術の保有者」が保有する新技術・新工法等の販路拡大を目的とした宣伝広告に要する経費の一部を助成する。(補助率1/2、上限100万円以内)	島根県土木部技術管理課 TEL:0852-22-5652

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
公共工事地産地消推進モデル事業	県内企業が開発した新製品・新技術・新工法等の県単独公共工事における活用及び販路拡大を支援する。	山口県土木建築部技術管理課 TEL:083-933-3636

■IT支援

制度名	制度の概要	問い合わせ先
「攻めのIT経営」中小企業百選	経済産業省が関係機関の共催・協力のもとに主催する制度で、ITの効果的な活用に積極的に取り組み成果を上げている中小企業を「攻めのIT経営」の観点から評価し、IT活用内容等について優れた中小企業を、今後3年間を目途に100社選定いたします。この百選を実施することにより、中小企業における「攻めのIT経営」のベストプラクティスを参考に他の中小企業の皆様が自社のIT導入等に应用することを通じて、我が国中小企業全体の「稼ぐ力」の向上が図られることを期待するものであります。	中国経済産業局地域経済課 電子・情報産業担当 TEL:082-224-5630

6 新事業・新分野進出

新事業(全般)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新連携事業	<p>異分野の中小企業者同士が連携して、新商品、新サービスの開発等に取り組む事業計画を策定し、中小企業新事業活動促進法に基づき、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。</p> <p>●対象者 2社以上の異分野の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、中小企業新事業活動促進法第11条の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者</p> <p>●支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業・サービス競争力強化連携支援事業 ・マーケティング等の専門家による支援(中小企業基盤整備機構) ・政府系金融機関の低利融資制度 ・信用保証協会の信用保証の特例 ・中小企業投資育成(株)の支援(出資等) 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業基盤整備機構中国本部 TEL:082-502-6689</p>
商業・サービス競争力強化連携支援事業	<p>産学官で連携して行う事業で、「新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受け、下記のいずれかを満たす取組の支援</p> <p>(1) 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う取組</p> <p>(2) 産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」又は「グレーゾーン解消制度」を活用する取組</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:初年度3,000万円以内(最大2年間継続して支援。2年目は初年度と同額を上限)</p>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658</p>
地域資源活用事業	<p>中小企業者が、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化を行う際、中小企業地域資源活用促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。</p> <p>●対象者 中小企業者等が単独又は共同で、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた者</p> <p>●支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと名物応援事業補助金(消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業) ・マーケティング等の専門家による支援(中小企業基盤整備機構) ・政府系金融機関の低利融資制度 ・信用保証協会の信用保証の特例 ・食品流通構造改善促進機構による債務保証等 ・中小企業投資育成(株)の支援(出資等) 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業基盤整備機構中国本部 TEL:082-502-6689</p>
ふるさと名物応援事業補助金 (消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業)	<p>地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業等が実施するマーケティング調査、展示会出展や新商品開発に係る試作等の経費の一部を補助</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円以内</p>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658</p>
農商工等連携	<p>中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、農商工等連携促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。</p> <p>●対象者</p> <p>①農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者</p> <p>②中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に対する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団法人・NPO法人等であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者</p> <p>●支援内容</p> <p>【対象者①の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業) ・政府系金融機関による低利融資制度 ・信用保証協会の信用保証の特例 ・食品流通構造改善促進機構による債務保証等 ・農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例 <p>【対象者②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業) ・信用保証協会の信用保証の特例 	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課 TEL:086-224-4511(代) 中小企業基盤整備機構中国本部 TEL:082-502-6689</p>

<p>ふるさと名物応援事業補助金 (低未利用資源活用等農工商等連携支援事業)</p>	<p>【対象者①の場合】 ●事業化・市場化支援事業 農工商等連携計画の認定を受けた連携体が当該計画に基づいて実施するマーケティング調査、展示会出展、試作品開発等に係る経費の一部を補助 ◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円以内</p> <p>【対象者②の場合】 ●連携体構築支援事業(支援機関型) 一般社団法人・NPO法人等が、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農工商等連携事業に関する指導、助言等の連携を支援する事業に係る経費の一部を補助 ◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円以内</p>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658</p>
<p>6次産業化ネットワーク活動整備交付金</p>	<p>農山漁村の所得の確保や雇用を拡大し、地域活力の向上を図るため、六次産業化・地産地消法及び農工商等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援。</p>	<p>中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 TEL:086-224-4511(代)</p>
<p>6次産業化ネットワーク活動推進交付金</p>	<p>農山漁村の所得や雇用を拡大し、地域活力の向上を図るため、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調整・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組み等について支援。</p>	<p>中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 TEL:086-224-4511(代)</p>
<p>農林漁業成長産業化ファンド</p>	<p>国と民間の共同出資によって創設された(株)農林漁業成長産業化支援機構により、国により認定された6次産業化の取組をさらに拡大・高度化し、成長力・競争力のある事業へと発展・飛躍することを支援。 機構は、サブファンド(地域又はテーマ)への出資を通じ、支援対象事業者に対して出資、経営支援を一体的に実施。</p>	<p>中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 TEL:086-224-4511(代)</p>

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<p>建設業者の新分野進出への入札参加資格格付加給</p>	<p>県の入札参加資格をもつ建設業者等が、建設業以外の新分野にチャレンジする際の新たな投資による点数減少を軽減するため、主観点に最大10点を加給。(売上高等の要件あり)</p>	<p>鳥取県県土整備部県土総務課 TEL:0857-26-7454</p>
<p>鳥取県企業等農業参入促進支援事業 (農業経営検討事業)</p>	<p>農業参入準備・参入初期段階での先進地視察、技術研修、試験栽培等を支援(上限100万円、補助率1/3)</p>	<p>鳥取県農林水産部経営支援課 担い手育成担当 TEL:0857-26-7269 各地方事務所</p>
<p>鳥取県企業等農業参入促進支援事業 (農業経営開始・推進事業)</p>	<p>農業の生産、出荷、加工、販売等に必要の農業機械・施設の整備及びリース費用を助成。(上限500万円、補助率1/3) *一定以上の新規雇用を行った場合は特認あり。</p>	<p>鳥取県農林水産部経営支援課 担い手育成担当 TEL:0857-26-7269 各地方事務所</p>
<p>鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金</p>	<p>県内の中小企業者が新製品・新サービス・新技術の開発による事業化のために行う調査、研究開発等について助成する。 (調査支援型:上限100万円、補助率2/3、研究開発支援型:上限500万円、補助率2/3)</p>	<p>鳥取県商工労働部経済産業総室 産業振興室 TEL:0857-26-7246</p>

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<p>新分野進出支援事業助成金</p>	<p>新分野進出を検討するために行う事前の調査・研究や新分野に進出した事業の拡張、販路拡大のために行う取り組みに対して、その費用の一部を助成します。 (助成率:2/3、上限額:70万円)</p>	<p>鳥根県土木部土木総務課 建設産業対策室 TEL:0852-22-6429</p>
<p>新分野進出促進事業補助金</p>	<p>新分野進出するために要する初期投資経費や新分野に進出した事業の拡張投資に要する経費の一部を補助します。 (補助率:1/3、補助金額:100万円~400万円)</p>	<p>鳥根県土木部土木総務課 建設産業対策室 TEL:0852-22-6429</p>

■農林水産

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	施設整備等に係る支援 農業用機械・施設の整備等に係る初期投資の軽減。	中国四国農政局農村計画部 農村振興課 TEL:086-224-9416
経営体育成支援事業 注)H26予算は配布済み	・一般型(融資主体型補助) 人・農地プランで中心経営体等として位置づけられた農業参入した企業等が、融資を受けて農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援。 ・条件不利地域型 農業参入した企業等が、経営規模が零細である等の要件を満たす条件不利地域において、経営規模の拡大や経営の複合化・多角化を図るために必要となる共同利用機械等の導入を支援。	農林水産省経営局就農・女性課 TEL:03-3502-8111(代) 中国四国農政局 経営・事業支援部経営支援課 TEL:086-224-4511(代)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業経営改善計画を達成するために必要な農地、機械、施設等の取得等のための長期資金及び長期運転資金の貸付。	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業) 各県支店(巻末参照) 【業務受託金融機関】 各県信用農業協同組合連合会 (巻末参照) 受託金融機関である銀行 又は信用金庫
農業改良資金	創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するための無利子資金を貸付。	(株)日本政策金融公庫(農林水産事業) 各県支店(巻末参照) 農協などの民間金融機関
農業近代化資金	機械、施設等の取得に必要な長期資金及び長期運転資金を民間金融機関が貸付。(利子補給あり)	最寄りの農協などの民間金融機関、 【県庁と利子補給契約を締結している金融機関に限る】
青年等就農資金	認定新規就農者が、認定就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な無利子資金を貸付。	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業) 各県支店(巻末参照) 農協などの民間金融機関
農業信用保証保険制度	農業制度資金の借入れに対する農業信用保証制度の運用については、農外からの新規参入法人であっても、農業信用基金協会の会員となれば、同協会による債務保証を受けることが可能	各県の農業信用基金協会(巻末参照) 各県農業信用基金協会の会員である最寄りの農協などの民間金融機関でも相談可
農業法人等に対する出資と融資の一体的提供を行うための体制の整備	新規の農業法人(認定農業者)については、自己資本の充実等による経営の発展を図るため、「アグリビジネス投資育成株式会社」投資事業有限責任組合による投資育成事業を利用することが可能	アグリビジネス投資育成(株) 投資育成部 TEL:03-5253-6688(代) 日本政策金融公庫本店 (農水産事業本部) TEL:0120-926478 農林中央金庫本店 農林水産環境事業部 TEL:03-3279-0111(代) (社)日本農業法人協会 TEL:03-6268-9500
「農林業をやってみよう」プログラム	農林業等で働いてみようという意欲をもつ失業者等の様々な希望や能力等に 応え、農林業等に関する各種の情報提供機能を強化	ハローワーク「就農等支援コーナー」 最寄りのハローワーク https://www.hellowork.go.jp/info/location_list.html
全国新規就農相談センターによる情報の収集・提供等	農業を始める者に対し、求人・就職情報提供、相談、セミナー、交流会を実施	各県の農業公社等(巻末参照) 各県の農業会議(巻末参照)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
林業関係の金融制度	<p>林業経営の改善や林業労働者の確保のための資金貸付等</p> <p>(1)日本政策金融公庫資金制度： 林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通</p> <p>(2)林業・木材産業改善資金制度： 林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うにあたって必要な中・短期の資金を無利子で貸付</p> <p>(3)木材産業等高度化推進資金制度： 木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通</p>	<p>(1)日本政策金融公庫(農林水産事業)各支店(巻末参照)</p> <p>(2)各県の森林組合連合会(巻末参照)</p> <p>(3)(独)農林漁業信用基金林業部門 TEL:03-3294-5585</p>
漁業関係の金融制度	<p>漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化、安全確保や生活支援のための資金貸付</p> <p>(1)日本政策金融公庫資金制度： 漁協等では対応できない超長期の漁船、施設、長期運転資金等の資金貸付</p> <p>(2)漁業近代化資金 漁協等が窓口となり、国や自治体が利子補給等を行う漁船、漁具、養殖施設等の資金貸付</p> <p>(3)沿岸漁業改善資金： 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営</p>	<p>(1)日本政策金融公庫(農林水産事業)各支店(巻末参照)</p> <p>(2)各県の信用漁業協同組合連合会(巻末参照)</p> <p>(3)漁業協同組合、各県の水産部局</p>

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
企業等の農業参入支援事業(補助金)	<p>1. 活動支援(ソフト)</p> <p>新たに農業参入しようとする企業等の試作、技術習得、調査研究等の実践活動や、農業参入企業がより付加価値の高い農業を展開するための実践活動に要する経費を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率:1/2以内 ・補助金上限額:100万円 <p>2. 整備支援(ハード)</p> <p>新たに農業参入しようとする企業等が経営計画を早期に実現するために、また、農業参入企業が経営強化するための機械・施設等を整備するために要する経費を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規参入企業 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/3以内 ・補助金上限額 1,200万円 ○既参入企業 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/3以内 ・補助金上限額 300万円 	<p>島根県農林水産部農業経営課 TEL:0852-22-6860</p>

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先												
農業分野進出に対する支援	<p>①担い手経営発展チャレンジ事業(農業参入企業チャレンジタイプ)</p> <p>新たに農業分野に参入する企業及び既参入の規模拡大等に必要な機械施設等の整備を行う経費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助率:県1/3、市町1/6(義務) ○補助対象:栽培用施設、集出荷調製施設、生産物の加工販売施設、機械・器具等 <p>②農業融資制度</p> <p>農業分野に参入する企業が必要とする施設整備費及び運転資金に対する融資制度</p>	<p>広島県農林水産局農業担い手支援課 TEL:082-513-3532 Mail:nouninaite@pref.hiroshima.lg.jp</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸出利率</th> <th>融資限度額</th> <th>融資(据置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>1.00%</td> <td>3,600万円</td> <td>7~15 (2~7)年</td> </tr> <tr> <td>農業経営基盤強化資金※</td> <td>0.4%~1.00%</td> <td>10億円</td> <td>25(10)年</td> </tr> </tbody> </table>			貸出利率	融資限度額	融資(据置)	農業近代化資金	1.00%	3,600万円	7~15 (2~7)年	農業経営基盤強化資金※	0.4%~1.00%	10億円	25(10)年
			貸出利率	融資限度額	融資(据置)									
	農業近代化資金		1.00%	3,600万円	7~15 (2~7)年									
農業経営基盤強化資金※	0.4%~1.00%	10億円	25(10)年											
<p>※要件として、認定農業者になることを要する。</p> <p>・利率はH26.4.1適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。</p>														

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業経営体育成支援事業のうち企業の農業参入推進活動	<p>企業の農業参入を促進するため、参入意向企業への普及セミナー等を開催する。</p>	<p>山口県農林水産部農業振興課 TEL:083-933-3375</p> <p>山口県地域農業戦略推進協議会 TEL:083-902-8081</p>

■環境・リサイクル

制度名	制度の概要	問い合わせ先
事業者向け支援事業	環境省 事業者向け支援事業 ホームページ アドレス http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html	

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県版環境管理システム(TEAS)認定制度	県内の企業等の環境配慮活動への取り組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度(愛称『TEAS』) TEAS I種認定企業には、建設業格付で点数加算等を実施	鳥取県生活環境部環境立県推進課 環境実践推進担当 TEL:0857-26-7875
鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業	県内の企業等及び県内の大学等が行うリサイクル技術や製品の開発・実用化を目的とした研究開発事業等に係る費用を補助 (製品開発型:上限500万円、補助率2/3、事業化強化型:上限700万円、補助率2/3)	鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL:0857-26-7564

連絡先・問い合わせ先

各分野の関連機関

各県の関連部署

●建設業担当課

鳥取県県土整備部県土総務課	TEL 0857-26-7347
島根県土木部土木総務課	TEL 0852-22-6429
岡山県土木部監理課	TEL 086-226-7463
広島県土木局建設産業課	TEL 082-513-3822
山口県土木建築部監理課	TEL 083-933-3629

●中小企業担当課

鳥取県商工労働部経済産業総室	TEL 0857-26-7246
島根県商工労働部中小企業課	TEL 0852-22-5287
岡山県産業労働部経営支援課	TEL 086-226-7354
広島県商工労働局経営革新課	TEL 082-513-3321
山口県商工労働部経営金融課	TEL 083-933-3180

雇用関係の相談機関

●厚生労働省

鳥取労働局	TEL 0857-29-1700
島根労働局	TEL 0852-20-7004
岡山労働局	TEL 086-225-2011
広島労働局	TEL 082-502-9241
山口労働局	TEL 083-995-0365

農林分野の相談機関

●農業会議

鳥取県農業会議	TEL 0857-26-8371
島根県農業会議	TEL 0852-22-4471
岡山県農業会議	TEL 086-234-1093
広島県農業会議	TEL 082-545-4146
山口県農業会議	TEL 083-923-2102

●農業公社

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	TEL 0857-26-8349
(公財)しまね農業振興公社	TEL 0852-20-2870
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団	TEL 086-226-7423
(一財)広島県農林振興センター	TEL 082-541-6175
(公財)やまぐち農林振興公社	TEL 083-924-8100

●農業信用基金協会

鳥取県農業信用基金協会	TEL 0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	TEL 0852-31-3627
岡山県農業信用基金協会	TEL 086-222-3218
広島県農業信用基金協会	TEL 082-247-4257
山口県農業信用基金協会	TEL 083-973-3290

●信用農業協同組合連合会

鳥取県信用農業協同組合連合会	TEL 0857-21-2800
島根県信用農業協同組合連合会	TEL 0852-31-3535
広島県信用農業協同組合連合会	TEL 082-248-9519
山口県信用農業協同組合連合会	TEL 083-973-2230

●信用漁業協同組合連合会

鳥取県信用漁業協同組合連合会	TEL 0857-23-1351
漁業協同組合JFLまね	TEL 0852-21-0002
広島県信用漁業協同組合連合会	TEL 082-247-2301
山口県漁業協同組合	TEL 083-231-4282

●森林組合連合会

鳥取県森林組合連合会	TEL 0857-28-0121
島根県森林組合連合会	TEL 0852-21-6247
岡山県森林組合連合会	TEL 086-222-7671
広島県森林組合連合会	TEL 082-228-5111
山口県森林組合連合会	TEL 083-922-1955

政府系金融機関

●(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)

鳥取支店	TEL 0857-22-3156
松江支店	TEL 0852-23-2651
岡山支店	TEL 086-225-0011
広島支店	TEL 082-244-2231
山口支店	TEL 083-922-3660

●(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)

鳥取支店	TEL 0857-23-1641
松江支店	TEL 0852-21-0110
岡山支店	TEL 086-222-7666
広島支店	TEL 082-247-9151
下関支店	TEL 083-223-2251

●(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)

鳥取支店	TEL 0857-20-2151
松江支店	TEL 0852-26-1133
岡山支店	TEL 086-232-3611
広島支店	TEL 082-249-9152
山口支店	TEL 083-922-2140

中国地方建設産業再生協議会

■国土交通省

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 082-221-9231

■厚生労働省

鳥取労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 0857-29-1707

島根労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 0852-20-7020

岡山労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 086-801-5103

広島労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 082-502-7832

山口労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 083-995-0383

■農林水産省

中国四国農政局 企画調整室

TEL 086-224-4511

■経済産業省

中国经济産業局 産業部 中小企業課

TEL 082-224-5661

■環境省

中国四国地方環境事務所 広島事務所

TEL 082-511-0006

■鳥取県

TEL 0857-26-7111

県土整備部 県土総務課

商工労働部 経済産業総室 産業振興室

商工労働部 雇用人材総室 労働政策室

農林水産部 農業振興戦略監とっとり農業戦略課

■島根県

TEL 0852-22-5111

土木部 土木総務課

商工労働部 雇用政策課

商工労働部 中小企業課

農林水産部 農林水産総務課

■岡山県

TEL 086-224-2111

土木部 監理課

産業労働部 労働雇用政策課

産業労働部 経営支援課

農林水産部 農政企画課

■広島県

TEL 082-513-3822

土木建築局 建設産業課

■山口県

TEL 083-922-3111

土木建築部 監理課

環境生活部 環境政策課

商工労働部 経営金融課

農林水産部 農業振興課

■業界団体等

(一社)鳥取県建設業協会 TEL 0857-24-2281

(一社)島根県建設業協会 TEL 0852-21-9004

(一社)岡山県建設業協会 TEL 086-225-4131

(一社)広島県建設工業協会 TEL 082-511-1430

(一社)山口県建設業協会 TEL 083-922-0857

建設産業専門団体中国地区連合会 TEL 082-235-1877

事務局

中国地方整備局 TEL:082-221-9231(代)

建政部 計画・建設産業課

平成27年5月 発行